

文化芸術関係者向け 新型コロナウイルス感染症対応 資金繰り支援制度活用ガイド

第4版：2020年6月1日
(支援策の拡充に対応して、随時増補改訂予定)

※個別の状況により対応が異なる場合もありますので、不安な場合は経営相談窓口
(39ページに記載)に電話などでの問い合わせをお勧めいたします。

スライド番号	内容
3	基本指針：「計算し、行動する」
4	1. 国の支援策の全体像
5	資金繰り支援策活用の流れ
6	売上高減少率による利用可能な支援策の判断
7	新型コロナウイルスの影響を計算する①
8	新型コロナウイルスの影響を計算する②
9	金融機関等への配慮要請
10	4月7日緊急経済対策
11	2. 保証付き融資の利用（自治体・信用保証協会・民間金融機関）
12	保証付き融資利用の大きな流れ
13	金融機関ワンストップ手続き
14	セーフティネット4号・5号保証、危機関連保証
15	認定基準の運用緩和
16	文化芸術関係のセーフティネット5号指定
17	認定申請に必要な書類
18	信用保証付き融資における保証料・利子減免等
19	3. 政府系金融機関の融資の利用（日本政策金融公庫・沖縄振興開発金融公庫）
20	政府系金融機関の融資利用の大きな流れ
21	政府系金融機関の融資の概要
22	セーフティネット貸付の要件緩和
23	新型コロナウイルス感染症特別貸付の概要
24	新型コロナウイルス感染症特別貸付の申込
25	新型コロナウイルス感染症特別貸付必要書類
26	売上減少の申告書記入例
27	危機対応融資の概要
28	危機対応融資借り入れ申込に必要な書類
29	日本政策金融公庫等の既往債務の借換
30	特別利子補給の概要
31	新型コロナ対応マル経（金利引下げ）
32	新型コロナ特例リスケジュール
33	4. 給付金
34	持続化給付金の概要
35	申請サポート会場
36	申請における「よくある不備」
37	家賃支援給付金の概要
38	5. 相談窓口等
39	経営相談窓口
40	各窓口相談する前の確認資料（FAQ）
41	自治体の支援策
42	改訂履歴等

支援策①～⑬に分類
（自社・自分の使える支援策の確認）



- ①セーフティネット保証5号
- ②セーフティネット保証4号
- ③危機関連保証
- ④保証料・利子減免等

- ⑤セーフティネット貸付の要件緩和
- ⑥新型コロナウイルス感染症特別貸付
- ⑦危機対応融資
- ⑧既往債務の借換

- ⑨特別利子補給
- ⑩新型コロナ対応マル経（金利引下げ）
- ⑪新型コロナ特例リスケジュール

- ⑫持続化給付金

- ⑬家賃支援給付金

基本指針：「計算し、行動する」

□ 新型コロナウイルス感染拡大による事業への影響を数字で示せるよう計算することで、保証付き融資・政府系金融機関の融資申込に向けて行動できるようになります。

- 計算することで、漠然とした不安が、資金需要として客観化・明確化・説明可能になります。
- 本ガイドでは、以下、「計算し、行動する」ために必要な情報をまとめました。

①計算する

新型コロナの影響を数字で示せるようにする（売上減少等）

決算書や経理資料から、月ごとの売上高の数字をひらいて計算する

数字がすぐにわからない場合は顧問税理士・公認会計士等の専門家に相談し手伝ってもらう

②行動する

セーフティネット保証等の認定申請、融資申込をする

保証付き融資

所在地の市区町村で認定書
→信用保証協会・民間金融機関

政府系金融機関の融資

日本政策金融公庫※
商工中金

※ネット申込・郵送に対応

各支援策の要件は売上高減少率等で定められていますが、運用は関係機関において柔軟に行われているので、自社・自分が利用できるか確信がもてない場合でも、各窓口で相談してみてください。

1. 国の支援策の全体像

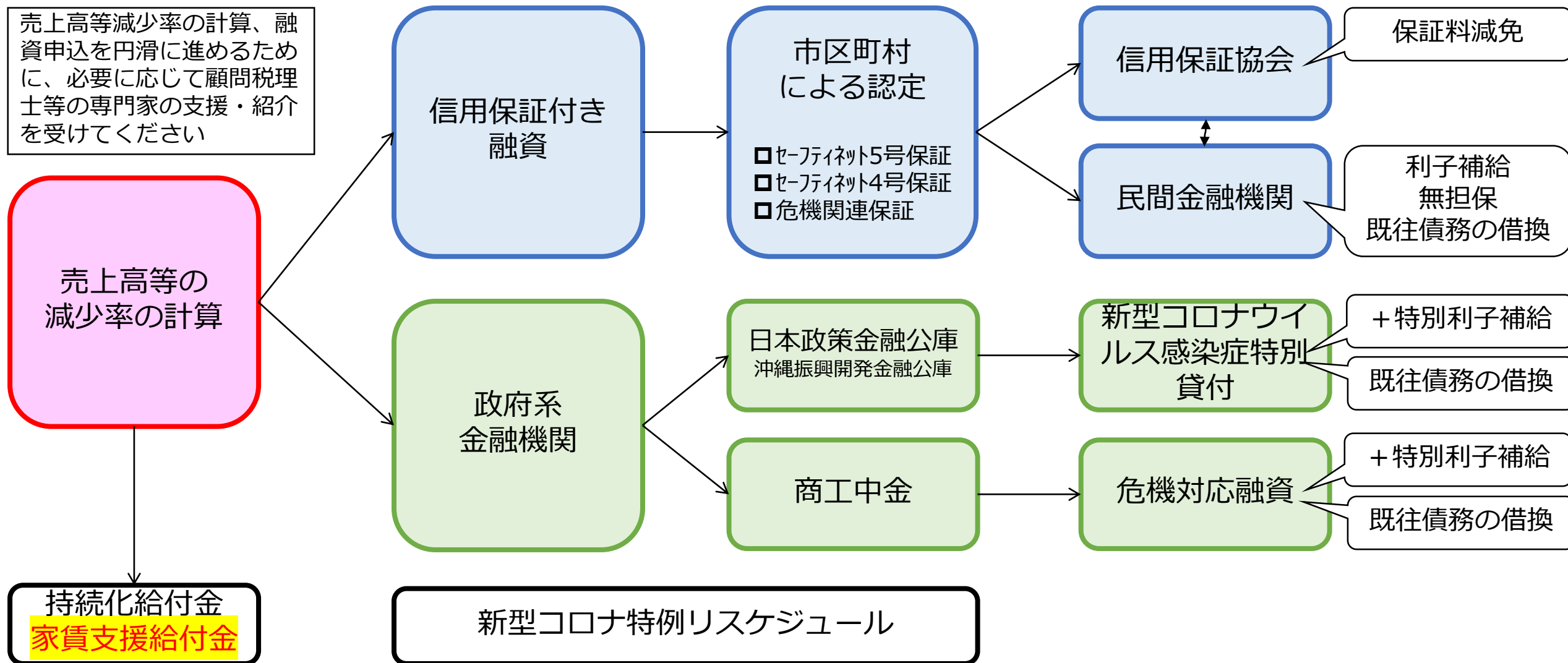
資金繰り支援策活用の流れ

□ 保証付き融資を利用する⇒まず市区町村窓口へ

- 認定書を取得した後、信用保証協会または民間金融機関で融資申し込みの手続きをしてください

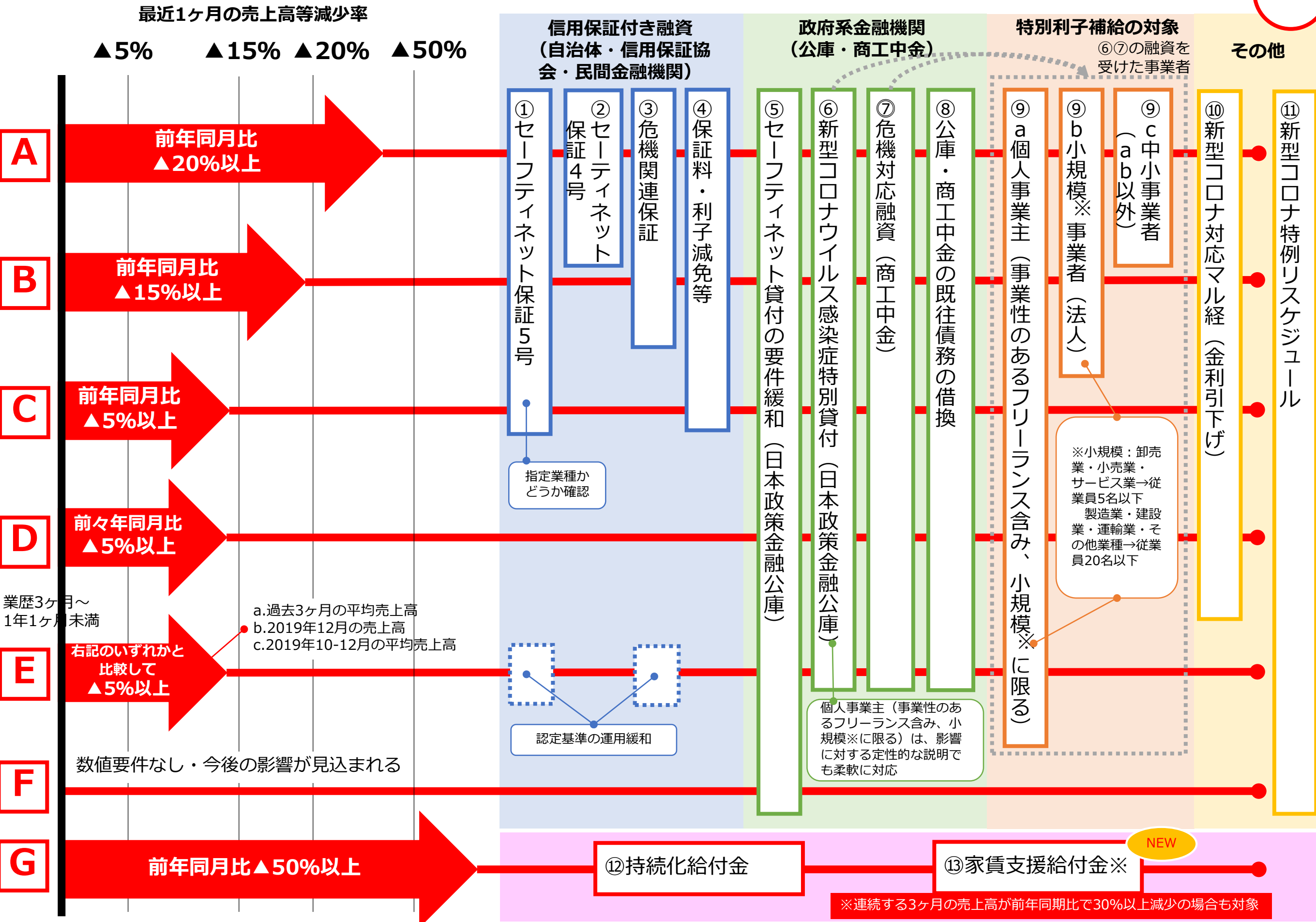
□ 政府系金融機関の融資を利用する⇒公庫・商工中金窓口へ

- 日本政策金融公庫は、インターネット・郵送での申し込みも受け付けています



売上高等減少率による利用可能な支援策の判断

経済産業省パンフレット「新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者の皆様へ」 令和2年5月28日18:00時点版より作成
<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>



新型コロナウイルスの影響を計算する①

□ 最近1ヶ月の売上高等の前年同月比減少率を計算する場合

■ 前々年との比較も同様

計算式

$$\frac{\text{B : Aの期間に対応する前年1ヶ月間の売上高等} - \text{A : 災害等の発生における最近1ヶ月間の売上高等}}{\text{B : Aの期間に対応する前年1か月間の売上高等}} \times 100 = \text{減少率 (\%)}$$

計算例（これを参考に、自社・自分の数字を入れて計算してください）

$$\frac{\text{B : 2019年3月 100万円} - \text{A : 2020年3月 70万円}}{\text{B : 2019年3月 100万円}} \times 100 = \text{減少率30\%}$$

新型コロナウイルスの影響を計算する②

最近3ヶ月の売上高等の実績・見込を計算する場合

計算式

$$\left(\begin{array}{l} \text{B : Aの期間に対応する} \\ \text{前年1ヶ月間の売上高等} \\ + \\ \text{D : Cの期間に対応する} \\ \text{前年2ヶ月間の売上高等} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{A : 災害等の発生における} \\ \text{最近1ヶ月間の売上高等} \\ + \\ \text{C : Aの期間後2ヶ月間の} \\ \text{見込み売上高等} \end{array} \right) \times 100 = \text{減少率 (\%)}$$

$$\left(\begin{array}{l} \text{B : Aの期間に対応する} \\ \text{前年1ヶ月間の売上高等} \\ + \\ \text{D : Cの期間に対応する} \\ \text{前年2ヶ月間の売上高等} \end{array} \right)$$

計算例（これを参考に、自社・自分の数字を入れて計算してください）

$$\left(\begin{array}{l} \text{B : 2019年3月 100万円} \\ + \\ \text{D : 2019年4・5月 200万円} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{A : 2020年3月 70万円} \\ + \\ \text{C : 2020年4・5月 140万円} \end{array} \right) \times 100 = \text{減少率 30\%}$$

$$\left(\begin{array}{l} \text{B : 2019年3月 100万円} \\ + \\ \text{D : 2019年4・5月 200万円} \end{array} \right)$$

300
万円

210
万円

300
万円

金融機関等への配慮要請

□ 政府系金融機関に対して

【当面の貸付業務について（2月7日）】

- ①適時適切な貸出
- ②返済猶予等の既往債務の条件変更
- ③企業の実績に応じた十分な対応
- ④セーフティネット貸付の活用（日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫に対して）

【年度末の繁忙期を控えて（2月28日）】

- ①迅速かつ積極的に対応
- ②個々の実情に応じた柔軟かつ積極的な対応
- ③顧客の理解と納得を得ることを目的とした十分な説明

【影響拡大を踏まえた資金繰り支援について（3月6日）】

- ①全力を挙げて最大限のスピードで万全の対応を行うこと
- ②赤字、債務超過等の形式でなく実情に最大限配慮すること

【経済産業大臣と政府系金融機関・信用保証協会連合会のトップとの面談（3月16日）】

大臣から政府系金融機関と信用保証協会連合会のトップに対して融資現場の実態把握を行い、最大限の対応を直接要請。

□ 民間金融機関に対して

なお、民間金融機関に対しても、金融庁から、事業者への積極的な支援（事業者を訪問するなどの丁寧な経営相談、経営の継続に必要な資金の供給、既存融資の条件変更等）を実施するよう、計4回要請を行っております。

4月7日緊急経済対策

□ 「Ⅱ.雇用の維持と事業の継続」における文化芸術関係者への言及

□ 前文

- 文化芸術の灯を守り抜く (p.18)

□ 3.事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援

- 苦境にある事業者等に対して、確実に制度の概要が伝わるよう事前の周知に注力するとともに、文化芸術をはじめとする幅広い業態の特殊性も踏まえ、申請者の事務負担を考慮して、電子申請を原則とするなど、可能な限り簡便な手続とし、申請から給付までの期間を極力短くする (p.22)

2020年4月7日閣議決定「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」より
https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2020/20200407_taisaku.pdf

2.信用保証付き 融資の利用

(自治体・信用保証協会・民間金融機関)

①セーフティネット保証5号（587業種）

②セーフティネット保証4号

③危機関連保証

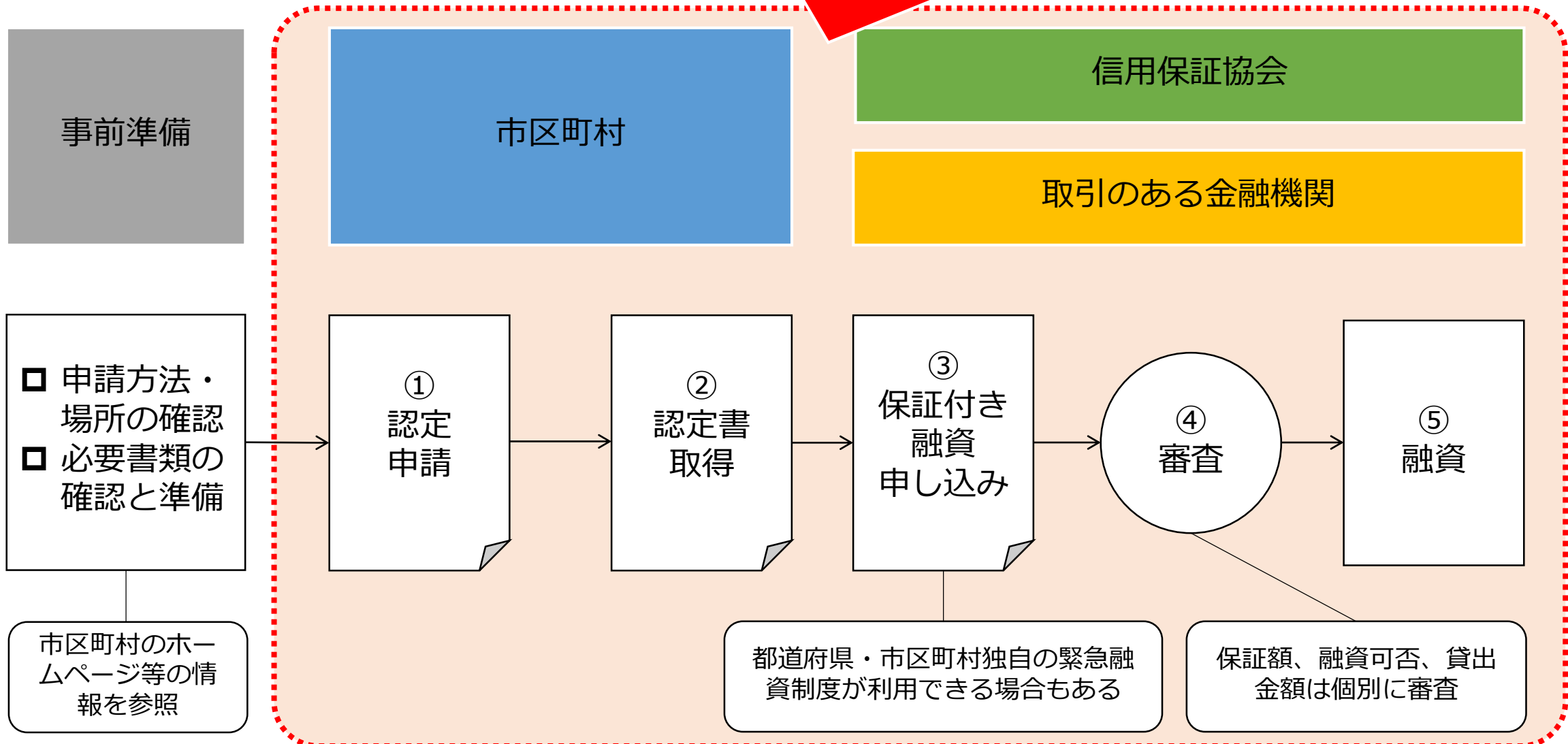
④保証料・利子減免等

保証付き融資利用の大まかな流れ（原則）

□ 保証付き融資利用の大まかな流れは以下のとおりです。

■ 各支援策の運用は関係機関において柔軟に行われているので、自社・自分が利用できるか確信がもてない場合でも、各窓口で相談してみてください。

金融機関窓口に一ストップ化推進



令和2年1月29日から7月31日までに認定を取得した事業者については、**従来30日間としていた認定書の有効期限が令和2年8月31日までに延長**されることになりました。
<https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200501008/20200501008.html>

金融機関ワンストップ手続き

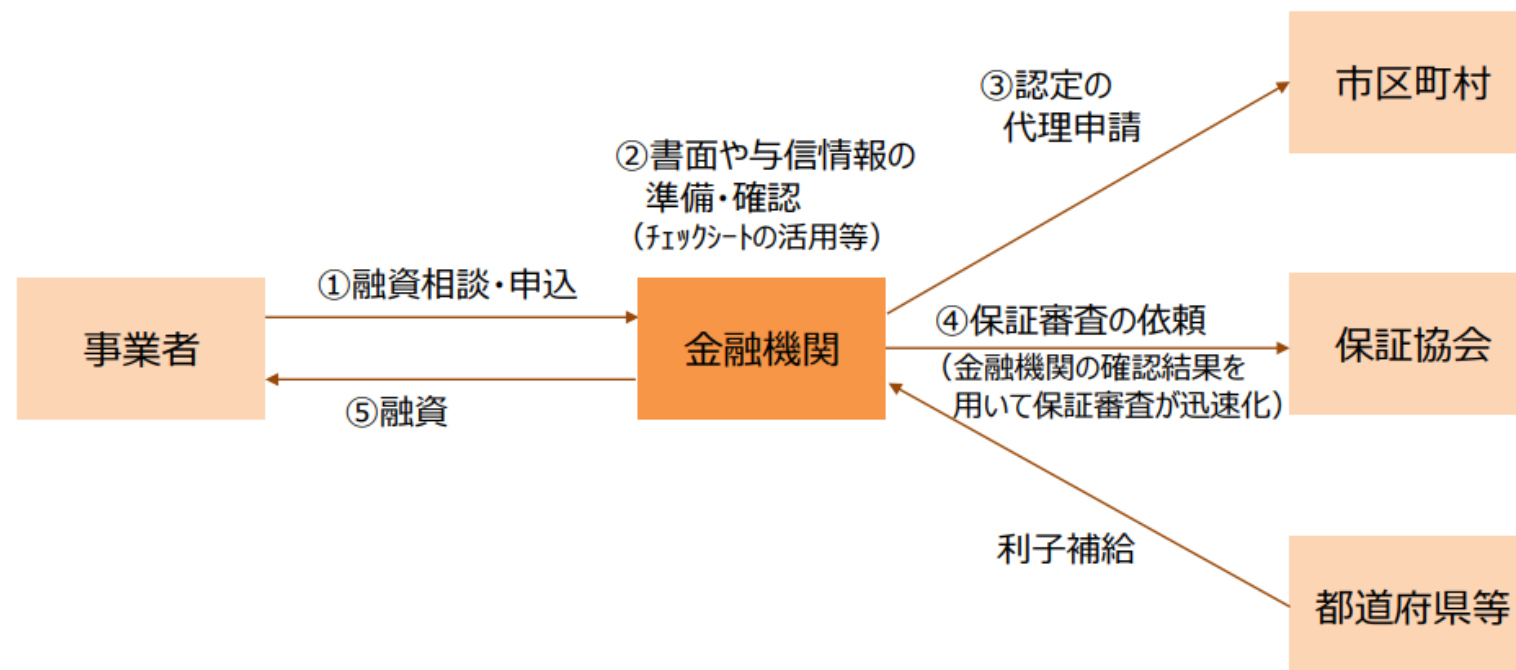
□ 金融機関が窓口となって、市区町村・保証協会・都道府県等の手続きを代理・代行するワンストップ手続きの推進

- 具体的な運用は市町村により異なるので、所在地の状況は個別に確認してください。

金融機関ワンストップ手続きの推進

- 民間実質無利子融資の円滑かつ迅速な実施に向け、あらゆるリソースを最大限活用し、**金融機関がワンストップで効率的、迅速に各種手続きを行う。**

金融機関によるワンストップ手続きのイメージ



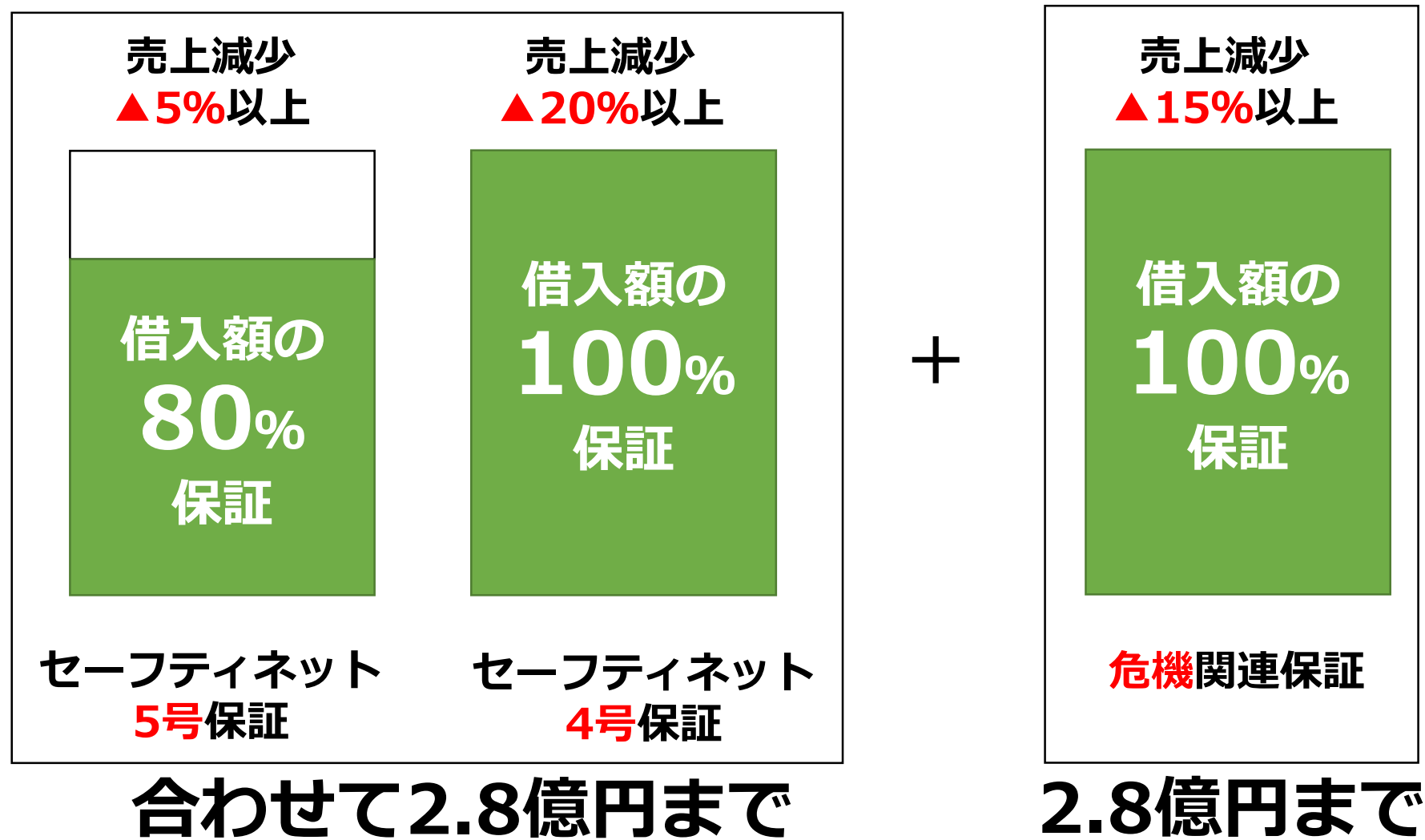
※事業者の利便性の観点から、自治体によっては、スキームの一部が異なる場合もある。

<https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200501008/20200501008-2.pdf>

①セーフティネット保証5号、②セーフティネット保証4号、③危機関連保証の概要

□ 売上高等減少率で適用する保証枠を判定

- 前年同期比▲5%以上→セーフティネット5号保証（指定業種）
- 前年同期比▲15%以上→危機関連保証（信用保証対象全業種）
- 前年同期比▲20%以上→セーフティネット4号保証（全都道府県）



令和2年1月29日から7月31日までに認定を取得した事業者については、従来30日間としていた認定書の有効期限を令和2年8月31日までに延長

認定基準の運用緩和

新型コロナウイルス感染症に係る認定基準の運用緩和について

○前年実績の無い創業者や、前年以降店舗や業容拡大してきた事業者の方についても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合には、セーフティネット保証4号・5号及び危機関連保証が利用できるように認定基準の運用を緩和。

【対象となる方】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営の安定に支障を生じている、次の方

- ①業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者
- ②前年以降の店舗増加等によって、単純な売上高等の前年比較では認定が困難な事業者

【認定基準】

(現状)
対前年と比較

最近1ヶ月の売上高等と前年同月を比較
+
その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高等と前年同期を比較

運用
緩和

(緩和後)

新型コロナウイルスの影響を受ける前などを基準として比較

最近1ヶ月の売上高等と最近1ヶ月を含む最近3ヶ月間の平均売上高等を比較

又は

最近1ヶ月の売上高等と令和元年12月の売上高等を比較

+

その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高等と令和元年12月の売上高等の3倍を比較

又は

最近1ヶ月の売上高等と令和元年10~12月の平均売上高等を比較

+

その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高等と令和元年10~12月の3ヶ月を比較

※上記の売上高等減少の基準については、セーフティネット保証4号は▲20%以上、セーフティネット保証5号は▲5%以上、危機関連保証は▲15%以上

経済産業省資料より

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200311007/20200311007-4.pdf>

文化芸術関係のセーフティネット5号指定

□ 文化芸術関係のセーフティネット5号保証業種指定の状況

- 4月10日より、芸術家業及び各種教授業が追加されました。
- 5月1日より、全業種がセーフティネット5号保証の対象になりました。

細分類	業種	4月1日 指定	4月10日 追加指定	5月1日 追加指定
7091	映画・演劇用品賃貸業	○	→継続	全業種
7272	芸術家業		○	
8011	映画館	○	→継続	
8021	劇場	○	→継続	
8022	興行場	○	→継続	
8023	劇団	○	→継続	
8024	楽団, 舞踏団	○	→継続	
8025	演芸・スポーツ等興行団	○	→継続	
8241	音楽教授業	○	→継続	
8242	書道教授業		○	
8243	生花・茶道教授業		○	
8249	その他の教養・技能教授業		○	

セーフティネット保証5号の指定業種を拡充します（令和2年5月1日～令和3年1月31日）より作成

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2020/200501_1_5gou.pdf

認定申請に必要な書類

□ 提出を求められる書類の例

- 認定申請書2通（様式は市区町村ごとに異なる）
- 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（発行3ヶ月以内）
- 法人事業概況説明書（税務署の受付印のあるもの）
- 確定申告書
- 納税証明書
- 売上高の減少を説明する資料（月次試算表等）
（書類ではないが、実印の持参）
など

□ 上記の中でも市区町村によっては提出を求めているもの、 上記以外で提出を求められるものもあります

- 必ず事前に各市区町村のHP等で確認してください
- その際、下記についても併せて確認してください
 - ① 申請窓口はどこか
 - ② 申請の受付方法（整理券制、予約制など）
 - ③ 自治体独自の緊急融資の有無・内容

④ 信用保証付き融資における保証料・利子減免等

□ 国が補助を行う都道府県等による制度融資

■ セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを利用した場合に適用

- ◆ 民間金融機関によるつなぎ融資を行い、このつなぎ融資を実質無利子融資に振り替えることが可能となる場合もある→詳しくは各金融機関に相談

対象要件	□ セーフティネット号・5号・危機関連保証の適用要件と連動した売上高等の減少を満たせば、保証料補助と利子補給を実施			
	事業者	売上高等前年同月比	保証料	金利（当初3年間）
	① 個人事業主 （事業性のあるフリーランス含む、小規模に限る）	▲5%以上減少	ゼロ	ゼロ
	② 小・中規模事業者 （①除く）	▲5%以上減少 ▲15%以上減少	1 / 2 ゼロ	所定金利 ゼロ
融資上限	□ 4,000万円（貸付期間10年以内、うち据置期間5年以内）			
保証料補助割合	□ 1/2または10/10（全融資期間） ※条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担			
金利補給期間	□ 当初3年間（4年目以降は制度融資所定金利）			
担保	□ 無担保			
保証人	□ 代表者は一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）			
既往債務の借換	□ 信用保証付き既往債務も対象要件を満たせば、制度融資を活用した実質無利子融資への借換が可能			

令和2年度第2次補正予算の成立後、各自治体において準備が整い次第、融資上限額を拡充

経済産業省パンフレット「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」令和2年5月28日18:00時点版より作成

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

3. 政府系金融機関の 融資の利用

(日本政策金融公庫・沖縄振 興開発金融公庫・商工中金)

⑤セーフティネット貸付の要件緩和 (日本政策金融公庫)

⑥新型コロナウイルス感染症特別貸付 (日本政策金融公庫)

⑦危機対応融資 (商工中金)

⑧公庫・商工中金の既往債務の借換

⑨特別利子補給制度

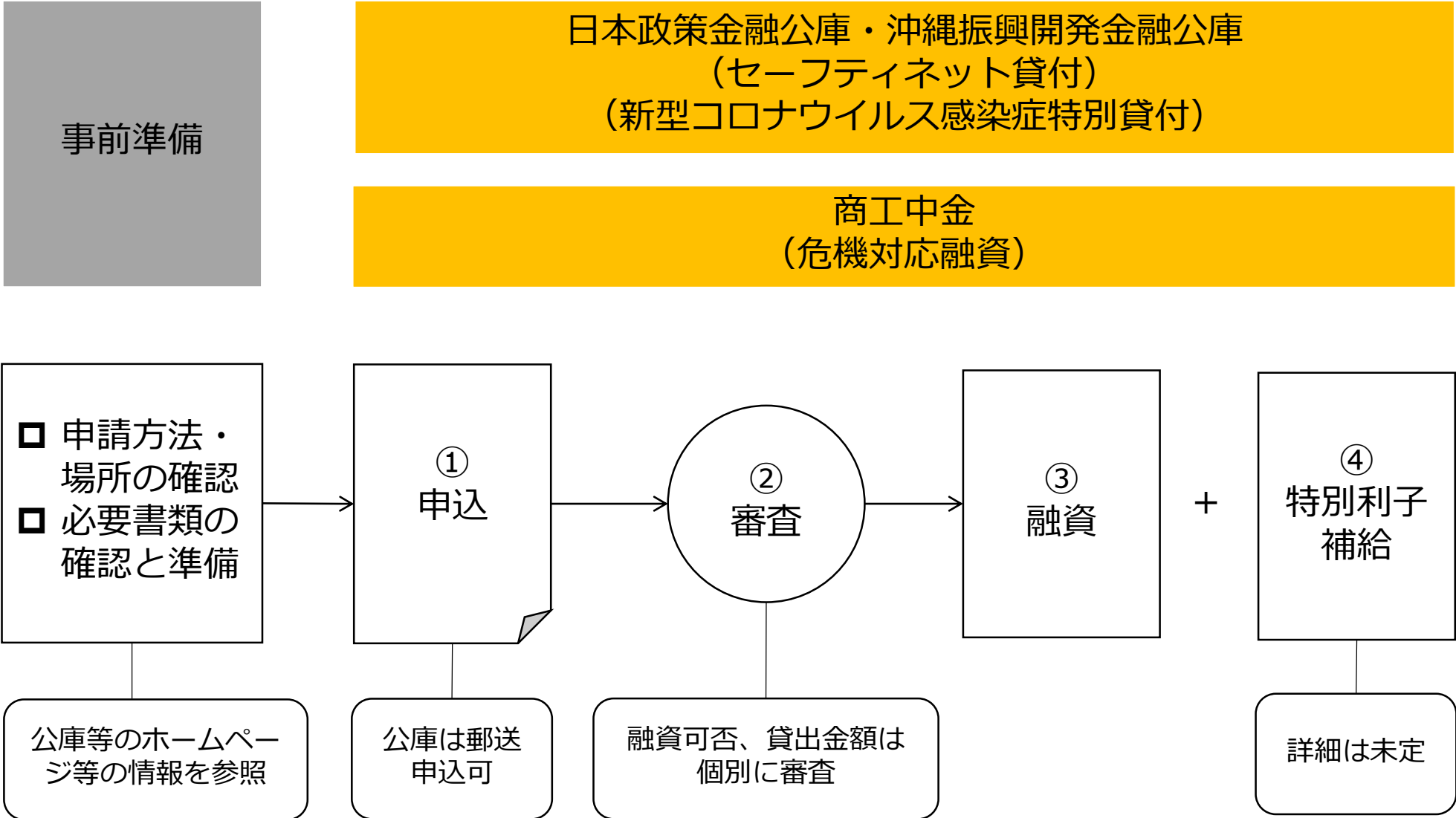
⑩マル経融資の金利引下げ等

⑪新型コロナ特例リスケジュール

政府系金融機関の融資利用の大まかな流れ

□ 政府系金融機関の融資利用の大まかな流れは以下のとおりです。

■ 各支援策の運用は関係機関において柔軟に行われているので、自社・自分が利用できるか確信がもてない場合でも、各窓口で相談してみてください。



政府系金融機関の融資の概要

日本政策金融公庫
沖縄振興開発金融公庫

商工中金

新型コロナウイルス
感染症特別貸付

運転資金15年以内（据置5年以内）
設備資金20年以内（据置5年以内）

危機対応融資

運転資金15年以内（据置5年以内）
設備資金20年以内（据置5年以内）

中小事業：
3億円まで
国民事業：6000
万円まで

3億円まで

+

+

特別利子補給
（当初3年間）

中小事業：
1億円まで
国民事業：
3000万円まで

1億円まで

最長で**5年間**
元本の返済が
不要

利子補給で
金利負担が
実質ゼロに

担保なしでの
借入れも
可能です

⑤セーフティネット貸付の要件緩和

□ 日本政策金融公庫・沖縄振興開発金融公庫

- 数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者が対象となっています。

融資対象	<input type="checkbox"/> 「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者
資金の使いみち	<input type="checkbox"/> 運転資金：8年以内（据置期間3年以内） <input type="checkbox"/> 設備資金：15年以内（据置期間3年以内）
融資限度額	<input type="checkbox"/> 中小事業7.2億円 <input type="checkbox"/> 国民事業4,800万円
金利	<input type="checkbox"/> 基準金利 <ul style="list-style-type: none">■ 中小事業1.1%■ 国民事業1.91% <input type="checkbox"/> 令和2年5月1日時点、貸付期間・担保の有無等により変動
担保	<input type="checkbox"/> 相談の上決定

⑥ 新型コロナウイルス感染症特別貸付の概要

日本政策金融公庫・沖縄振興開発金融公庫

■ 売上高等減少率5%以上の事業者が対象

<p>融資対象</p> <div style="border: 1px solid red; border-radius: 15px; padding: 5px; color: red; text-align: center; margin-top: 10px;"> 文化団体でも 事業性の高い ものは対象に なり得る </div>	<p><input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。 <p>① 最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少</p> <p>② 業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少</p> <div style="margin-left: 20px;"> a : 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高 b : 令和元年12月の売上高 c : 令和元年10月～12月の売上高平均額 </div>
<p>資金の使いみち</p>	<p><input type="checkbox"/> 運転資金：15年以内（据置期間5年以内）</p> <p><input type="checkbox"/> 設備資金：20年以内（据置期間5年以内）</p>
<p>融資限度額</p>	<p><input type="checkbox"/> 中小事業 6億円</p> <p><input type="checkbox"/> 国民事業 8,000万円</p>
<p>金利</p>	<p><input type="checkbox"/> 当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 利下げ限度額：中小事業 2億円、国民事業 4,000万円（「マル経融資の金利引下げ」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「生活衛生改善貸付の金利引下げ」との合計） <p><input type="checkbox"/> 令和2年5月1日時点、信用力や担保の有無にかかわらず利率は一律</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 中小事業 1.11%→0.21% ■ 国民事業 1.36%→0.46% <p><input type="checkbox"/> 特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現</p>
<p>担保</p>	<p><input type="checkbox"/> 無担保</p>
<p>遡及適用</p>	<p><input type="checkbox"/> 令和2年1月29日以降に日本政策金融公庫等から借入を行った場合も、要件に合致する場合は遡及適用が可能</p>

令和2年度第2次補正予算の成立を前提に
融資限度額と利下げ限度額の引き上げを実施

経済産業省パンフレット「新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者の皆様へ」令和2年5月28日18:00時点版より作成
<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

新型コロナウイルス感染症特別貸付の申込

【国民生活事業】「新型コロナウイルス感染症特別貸付」のお申込手続き

郵送

インターネット
申込

<https://www.m.jfc.go.jp/sysped/ped010>



1 お申込

・お申込に必要な書類をご準備いただき、最寄りの支店までご郵送ください。

〔 支店の住所などは[こちら](#)、支店の担当地域は[こちら](#)
ご郵送いただく前に記載漏れや書類の入れ忘れがないかを今一度ご確認ください。 〕

※ 最寄りの支店に直接ご提出いただくこともできますが、現在、窓口がたいへん混み合っているため、通常より長くお待ちいただく可能性がございます。

※ [インターネット申込](#)もご利用いただけます。

〔 お申込データ受付後、お申込に必要な書類についてはメールでご案内いたしますので、後日郵送等でご提出をお願いいたします。 〕

窓口

2 ご面談

- ・資金のお使いみちや事業の状況などについてお話を伺います。
- ・営業状況等が分かる書類などをご準備いただきます。

3 ご融資

- ・ご融資が決まりますと、借用証書など、ご契約に必要な書類をお送りいたします。
- ・ご契約手続きが完了しますと、ご融資金をご希望の金融機関の口座へ送金いたします。

※現在、特別利子補給制度が政府において検討されており、一定の要件を満たす方については、利子補給を受けることで、3,000万円を上限に当初3年間は実質的に無利子でご利用いただけます。利子補給金の請求にかかる具体的な手続きにつきましては、詳細が公表されるまで、今しばらくお待ちください。

※審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。

日本政策金融公庫HPより

https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/pdf/covid_19_info_a.pdf

新型コロナウイルス感染症特別貸付必要書類

個人営業の方	① 借入申込書 （表面および裏面を両面印刷、または2枚とも出力のうえ、ご提出ください。） ※インターネット申込の場合は、借入申込書は不要ですが、「お申込データ受付確認」の受信メール（印刷したもの）の提出が必要です。	記入例
	② 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書 (Word) (PDF)	記入例
	③ 最近2期分の確定申告書（一式）のコピー（注） （青色申告の方は青色申告決算書、いわゆる白色申告の方は収支内訳書を含みます。）	—
	現在お取引がない方	
	④ ご商売の概要（お客さまの自己申告書） (Excel) (PDF)	記入例
	⑤ 運転免許証（両面）またはパスポート（顔写真のページ及び現住所等の記載のあるページ）のコピー	—
	⑥ 許認可証のコピー（飲食店などの許可・届出等が必要な事業を営んでいる方）	—

法人営業の方	① 借入申込書 （表面および裏面を両面印刷、または2枚とも出力のうえ、ご提出ください。） ※インターネット申込の場合は、借入申込書は不要ですが、「お申込データ受付確認」の受信メール（印刷したもの）の提出が必要です。	記入例
	② 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書 (Word) (PDF)	記入例
	③ 最近2期分の確定申告書・決算書のコピー（勘定科目明細書を含みます。）（注）	—
	現在お取引がない方	
	④ 法人の履歴事項全部証明書または登記簿謄本（原本）	—
	⑤ ご商売の概要（お客さまの自己申告書） (Excel) (PDF)	記入例
	⑥ 代表者の運転免許証（両面）またはパスポート（顔写真のページ及び現住所等の記載のあるページ）のコピー	—
	⑦ 許認可証のコピー（飲食店などの許可・届出等が必要な事業を営んでいる方）	—

（注） 税務申告が1期しか完了していない方は1期分をご準備ください。事業をはじめて間もない方で税務申告未了の場合はご提出の必要はありません。

※上記のほかに、ご面談の際に帳簿等の資料のご提出をお願いしております。

※設備資金をお申込の場合は、見積書をご提出ください。

法人の履歴事項全部証明書・登記簿謄本はオンラインや郵送でも申請できます。
詳しくは[法務省ホームページ](#)をご覧ください。

日本政策金融公庫HPより

https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynt/pdf/covid_19_info_a.pdf

売上減少の申告書記入例

令和 年 月 日

株式会社日本政策金融公庫 御中
(国民生活事業)

<業歴が1年1ヵ月以上の方>
①と②を比較します。

<月の途中から売上が減少している方・
締日が月末でない方>
起算日が属する月を記載し、当該起算日から1
か月の売上高を記載してください。
(例) 3月25日から4月24日までの売上高を
記載する場合は、「令和2年3月」と記載

新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書

次表のとおり、新型コロナウイルスの影響により最近1ヵ月の売上高が5%以上減少していることを申告します。

	年月	金額
最近1ヵ月の売上高(①)	令和2年3月	① 1,234千円
<input type="checkbox"/> 業歴が1年1ヵ月以上の方 ⇒ 前年(前々年)同期の売上高をご記入ください。		
前年(前々年)同期の売上高(②)	平成31年3月	② 1,567千円
<input type="checkbox"/> 業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の方 ⇒ 過去3ヵ月間の平均売上高、令和元年12月の売上高または令和元年10月から令和元年12月までの平均売上高をご記入ください。		
過去3ヵ月間の平均売上高(③)		③ 1,530千円
最近1ヵ月の売上高	令和2年3月	1,234千円
2ヵ月前の売上高	令和2年2月	1,567千円
3ヵ月前の売上高	令和2年1月	1,789千円
令和元年10月から令和元年12月までの平均売上高(④)		④ 1,699千円
	令和元年12月の売上高(⑤)	⑤ 1,456千円
	令和元年11月の売上高	1,654千円
	令和元年10月の売上高	1,987千円

(注) 1 業歴1年1ヵ月以上の方は、①の金額が②の金額と、業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の方は、①の金額が③、④または⑤の金額と比較して5%以上減少している方が対象となります。
2 確定申告決算書、試算表、売上帳等に基づき正確に記載してください。
3 後日、公庫から根拠資料の提出をお願いする場合がありますのであらかじめご了承ください。

他の金融機関の借入金のお借換えにはご利用いただけません。

<業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の方>
①と③、①と④または①と⑤のいずれかを比較します。

いずれか一方にチェックしてください。

日本政策金融公庫HPより

https://www.jfc.go.jp/n/service/pdf/covid_19_2_rei_200313a.pdf

⑦ 危機対応融資の概要

□ 商工組合中央金庫

■ 売上高等減少率5%以上の事業者（中小企業組合の組合員）が対象になっています。4月15日より制度適用開始。

◆ 受付を開始した2020年3月19日以降、制度の適用が開始した4月15日までに、危機対応融資の要件を満たしてつなぎ融資を受けた方は、4月15日以降に危機対応融資への借換えを行うことが可能

融資対象	<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する事業者 <input type="checkbox"/> ①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少 <input type="checkbox"/> ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少 a : 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高 b : 令和元年12月の売上高 c : 令和元年10月～12月の売上高平均額
資金の使いみち	<input type="checkbox"/> 運転資金：15年以内（据置期間5年以内） <input type="checkbox"/> 設備資金：20年以内（据置期間5年以内）
融資限度額	<input type="checkbox"/> 6億円
金利	<input type="checkbox"/> 当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利 <input type="checkbox"/> 令和2年5月1日時点、信用力や担保の有無にかかわらず利率は一律 ■ 1.11%→0.21%（利下げ限度額：2億円） <input type="checkbox"/> 特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現
担保	<input type="checkbox"/> 無担保

令和2年度第2次補正予算の成立を前提に
融資限度額と利下げ限度額の引き上げを実施

危機対応融資借り入れ申込に必要な書類

□ 初めての取引となる場合

	書類名	内容
<input type="checkbox"/>	借入申込書 (危機対応制度融資用)	別紙様式に必要な事項をご記入のうえ、ご提出ください。
<input type="checkbox"/>	新型コロナウイルス感染症特別貸付の他機関の利用の有無について(証明書)	新型コロナウイルス感染症特別貸付の1億円を限度とする利子補給(または金利引下げ)措置に係る株式会社日本政策投資銀行の利用の有無についてご申告いただくものです。
<input type="checkbox"/>	商業登記簿謄本(写)	履歴事項全部証明書をご提出ください。コピーで結構ですが、取引開始時には原本のご提出をいただきます。
<input type="checkbox"/>	決算書(写)	直近決算期3期分 納税申告書、別表、科目明細一式の添付もお願いします。 ※関係会社がある場合は関係会社分も同様にご提出ください ※個人事業主の方の場合は、確定申告書をご提出ください
<input type="checkbox"/>	直近の売上高が把握できる資料	試算表、売上帳等をご提出ください。 前年又は前々年との比較をしますので、比較が可能な前年又は前々年の同種の資料も合わせてご提出ください。

+ (必要に応じて)

(審査に必要な書類の一例)

会社概要、事業に必要な許認可証(写)、収支計画書、資金繰り表、商流図、仕入・販売実績、金融機関別取引状況表、代表者の個人の略歴書、資産・負債状況などを、お客様の状況に応じてご提出いただきます。

商工中金HPより

https://www.shokochukin.co.jp/assets/pdf/nr_200319_06.pdf

⑧ 日本政策金融公庫等の既往債務の借換

□ 日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付や商工組合中央金庫の危機対応融資について、各機関毎に、既往債務の借換も可能とし、実質無利子化

<p>対象制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 日本政策金融公庫等 <ul style="list-style-type: none"> ■ 新型コロナウイルス感染症特別貸付 ■ 新型コロナウイルスマル経融資 ■ 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 ■ 新型コロナウイルス対策衛経 等 □ 商工組合中央金庫 <ul style="list-style-type: none"> ■ 危機対応融資
<p>金利引下げ・実質無利子化の限度額</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 日本政策金融公庫等 <ul style="list-style-type: none"> ■ 中小事業：2億円 ■ 国民事業：4,000万円 □ 商工組合中央金庫：2億円
<p>借換限度額 (新規融資等と既往債務借換の合計額)</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 日本政策金融公庫等 <ul style="list-style-type: none"> ■ 中小事業：6億円 ■ 国民事業：8,000万円 □ 商工組合中央金庫：6億円

令和2年度第2次補正予算の成立を前提に
融資限度額と利下げ限度額 の引き上げを実施

⑨ 特別利子補給の概要

□ 利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が固まり次第中小企業庁HP等で公表予定

<p>適用対象</p> <div style="border: 1px solid red; border-radius: 15px; padding: 5px; color: red; text-align: center;"> 文化団体でも 事業性の高い ものは対象に なり得る </div>	<p>□ 日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」若しくは商工中金による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">a : 個人事業主 (事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る)</td> <td style="padding: 5px;">要件なし</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">b : 小規模事業者 (法人事業者)</td> <td style="padding: 5px;">売上高▲15%減少</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">c : 中小企業者 (上記 a b を除く事業者)</td> <td style="padding: 5px;">売上高▲20%減少</td> </tr> </table>	a : 個人事業主 (事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る)	要件なし	b : 小規模事業者 (法人事業者)	売上高▲15%減少	c : 中小企業者 (上記 a b を除く事業者)	売上高▲20%減少
a : 個人事業主 (事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る)	要件なし						
b : 小規模事業者 (法人事業者)	売上高▲15%減少						
c : 中小企業者 (上記 a b を除く事業者)	売上高▲20%減少						
<p>小規模要件</p>	<p>□ 製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下 □ 卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下</p>						
<p>利子補給期間</p>	<p>□ 借入後当初3年間</p>						
<p>補給給対象上限</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 新規融資と既往債務 借換との合計額 </div>	<p>□ 日本公庫特別貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 中小事業 : 2億円 ■ 国民事業 : 4,000万円 <p>□ 商工中金危機対応融資 : 2億円</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px; font-size: small;"> 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策衛経」の合計で4,000万円 </div>						
<p>遡及適用</p>	<p>□ 令和2年1月29日以降に、日本政策金融公庫等から借入を行った方について、上記適用要件を満たす場合には本制度の遡及適用が可能</p>						

令和2年度第2次補正予算の成立を前提に
融資限度額と利下げ限度額の引き上げを実施

⑩ 新型コロナ対応マル経（金利引下げ）

□ 日本政策金融公庫

■ マル経融資（小規模事業者経営改善資金融資）を受けた小規模事業者が対象になっています。

適用対象	<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者 <input checked="" type="checkbox"/> 最近1ヶ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少
資金の使いみち	<input type="checkbox"/> 運転資金（据置期間3年以内に延長） <input type="checkbox"/> 設備資金（据置期間4年以内に延長）
融資限度額	<input type="checkbox"/> 別枠1000万円
金利	<input type="checkbox"/> 経営改善利率1.21%（令和2年5月1日時点）より当初3年間、▲0.9%引下 <input checked="" type="checkbox"/> 4,000万円 <input type="checkbox"/> 金利引下げの限度額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「生活衛生改善貸付の金利引下げ」との合計で4,000万円

⑪ 新型コロナ特例リスケジュール

□ 新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール計画策定支援

■ 新たに新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対して、中小企業再生支援協議会が支援

◆ 各都道府県の中小企業再生支援協議会：

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/200225kyougikai.pdf>

①一括して既存債務の元金返済猶予要請	□ 資金繰りに悩む中小企業者に代わり、主要債権者の支援姿勢を確認の上で、一括して1年間の元金返済猶予の要請を実施。	□ 中小企業者の費用は原則不要
②資金繰り計画策定における金融機関調整	□ 中小企業者と主要債権者が作成する資金繰り計画の策定を支援。 ■ 複数の既往債権者が存在する場合、新規融資を含めた金融機関調整を行った上で、既往債権者の合意形成をサポート。	
③資金繰りの継続サポート	□ 別枠1000万円特例リスケジュール計画成立後も、毎月資金繰りを継続的にチェックし、適宜助言	
④特例リスケ後の再生支援	□ 本格的な再生支援を希望する中小企業者に改めて、リスケジュール計画を含む再生支援を実施。	□ 事業再生計画策定に必要な費用（DD費用など）の中小企業者の負担割合を引き下げ

4. 給付金

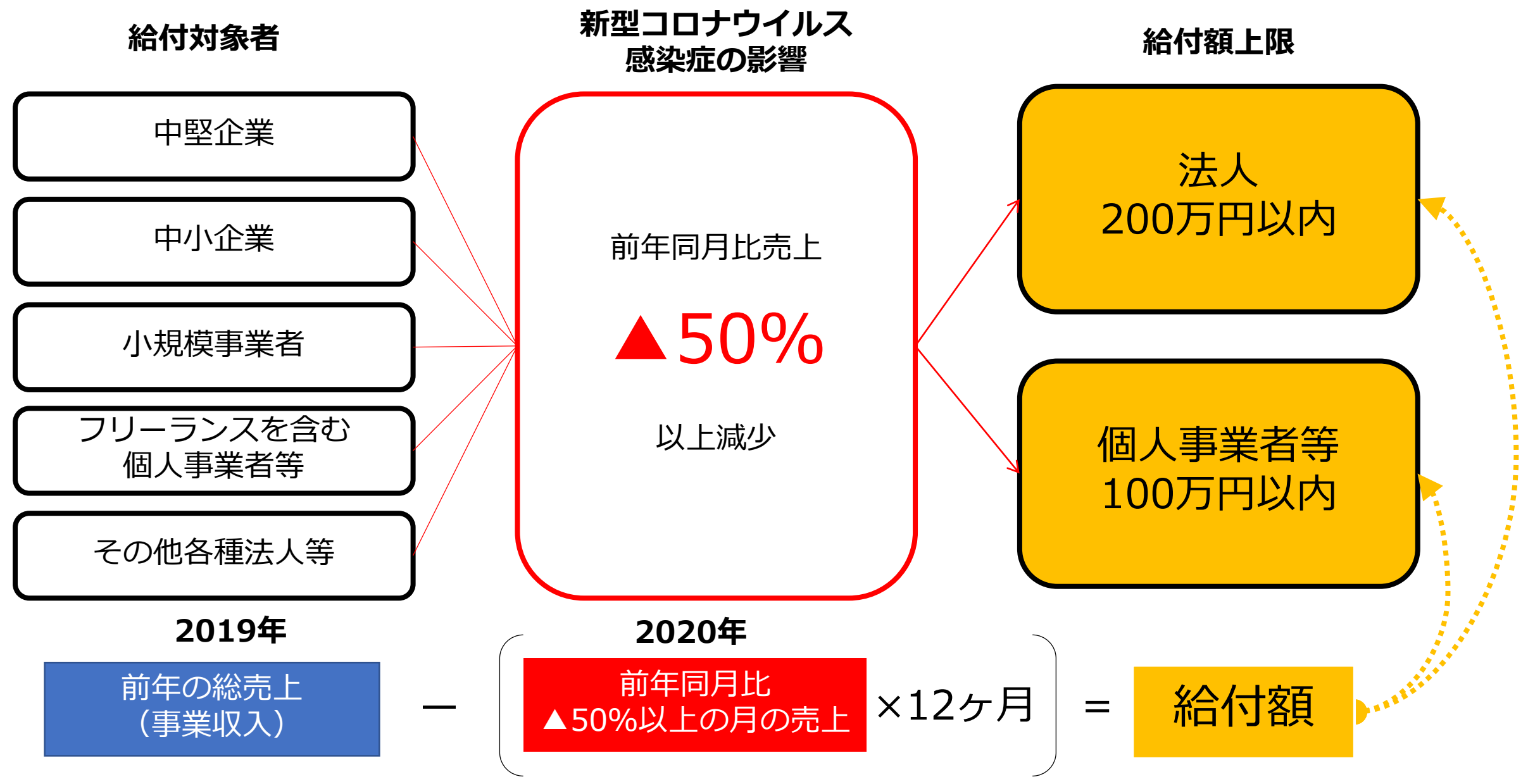
⑫持続化給付金

⑬家賃支援給付金

⑫ 持続化給付金の概要

□ 5月1日より専用サイトから支給申請受付開始

■ <https://www.jizokuka-kyufu.jp/>



持続化給付金に関する問い合わせ窓口：<https://www.jizokuka-kyufu.jp/inquiry/>

経済産業省パンフレット「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」令和2年5月28日18:00時点版より作成
<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

申請サポート会場

□ 電子申請の方法がわからない方・できない方限定

申請サポート会場のご利用にあたって

持続化給付金の申請は、本ホームページからの電子申請を基本としております。

電子申請の方法がわからない方、できない方に限定して申請サポート会場にて補助員が電子申請の入力サポートを行います。

会場一覧はネットで
検索・予約

① 事前に来訪予約が必要です

感染拡大を避けるため、申請サポート会場の利用には事前の「来訪予約」が必要です。先に予約を済ませてご来場ください。ご予約は、各会場ごとに場所や開設時間などをご案内しているページから行えます。

② 申請補助シートをご持参ください

事前準備として申請に必要な情報を「申請補助シート」に記入して当日ご持参ください。

▶ 中小法人等
申請補助シート
更新日：2020年5月11日

▶ 中小法人等
申請補助シートの記入例
更新日：2020年5月11日

▶ 個人事業者等
申請補助シート
更新日：2020年5月11日

▶ 個人事業者等
申請補助シートの記入例
更新日：2020年5月11日



できない・わからない
場合は電話予約窓口へ

申請サポート会場 電話予約窓口

WEBサイト上で各会場の来訪予約を受け付けておりますが、WEBサイトで予約方法がわからない方、できない方に向けて申請サポート会場の予約を電話でお受けします。

電話予約には「会場コード」が必要です。会場コードは「開催場所一覧」に記載がございますので、開催場所一覧からご確認ください。

▶ [開催場所一覧](#)

「申請サポート会場 受付専用ダイヤル（自動ガイダンス）」
0120-835-130
受付時間：24時間対応

※自動ガイダンスで、予約方法を案内します。

「申請サポート会場 電話予約窓口（オペレーター対応）」
0570-077-866
受付時間：平日、土日祝日ともに9:00～18:00

持続化給付金サイト：申請サポート会場より
<https://www.jizokuka-kyufu.jp/support/>

申請における「よくある不備」

□ 申請前に下記に該当しないか事前確認を入念に

添付書類全般に係る不備	確定申告書類等に係る不備
<ul style="list-style-type: none"> □添付ファイルにパスワードが設定されている □画像がぼやけて情報が判読できない □撮影時の角度により、必要な情報が撮影範囲から見切れている □申請している法人とは別の法人等の書類が添付されている 	<ul style="list-style-type: none"> □確定申告書の第一表ではなく、消費税の確定申告書が添付されている □該当する年度のものではない古い確定申告書が添付されている □申請画面で入力した売上と、確定申告書に記載されている売上が異なる □法人概況説明書1枚目に売上の記載がない □法人概況説明書の2枚目に月別の売上の記載がない □收受日付印がない □e-taxの受信通知がない
売上台帳に係る不備	銀行口座に係る不備
<ul style="list-style-type: none"> □売上台帳の売上と、対象月の売上が一致しない □売上台帳の月と、対象月が一致しない □売上台帳ではなく、勤務日報、通帳の入金記録、請求書等を添付している □今年の対象月の台帳ではなく、昨年の売上台帳を添付している □添付された売上台帳の月が対象期間外(今年ではない、申請日よりも未来の月など) 	<ul style="list-style-type: none"> □通帳の表紙、1-2ページ目以外のページが添付されている □普通・当座以外の口座が登録されている (貯蓄預金、通知預金、定期預金、融資返済専用口座：カードローン通帳の口座は受け付けられません) □通帳の金融機関コードと登録された金融機関コードが一致しない(金融機関コードは銀行コードと表示されている場合もあります) □通帳の支店コードと登録された支店コードが一致しない(支店コードは店舗コードと表示されている場合もあります) □通帳の口座番号と登録された口座番号が一致しない(口座番号は7桁の半角数値です。7桁に満たない場合は、先頭に「0」を入力してください) □通帳の口座名義と、登録された口座名義が異なる。例えば、法人格を省略、屋号を追加する、使用不可能な文字が利用されている。

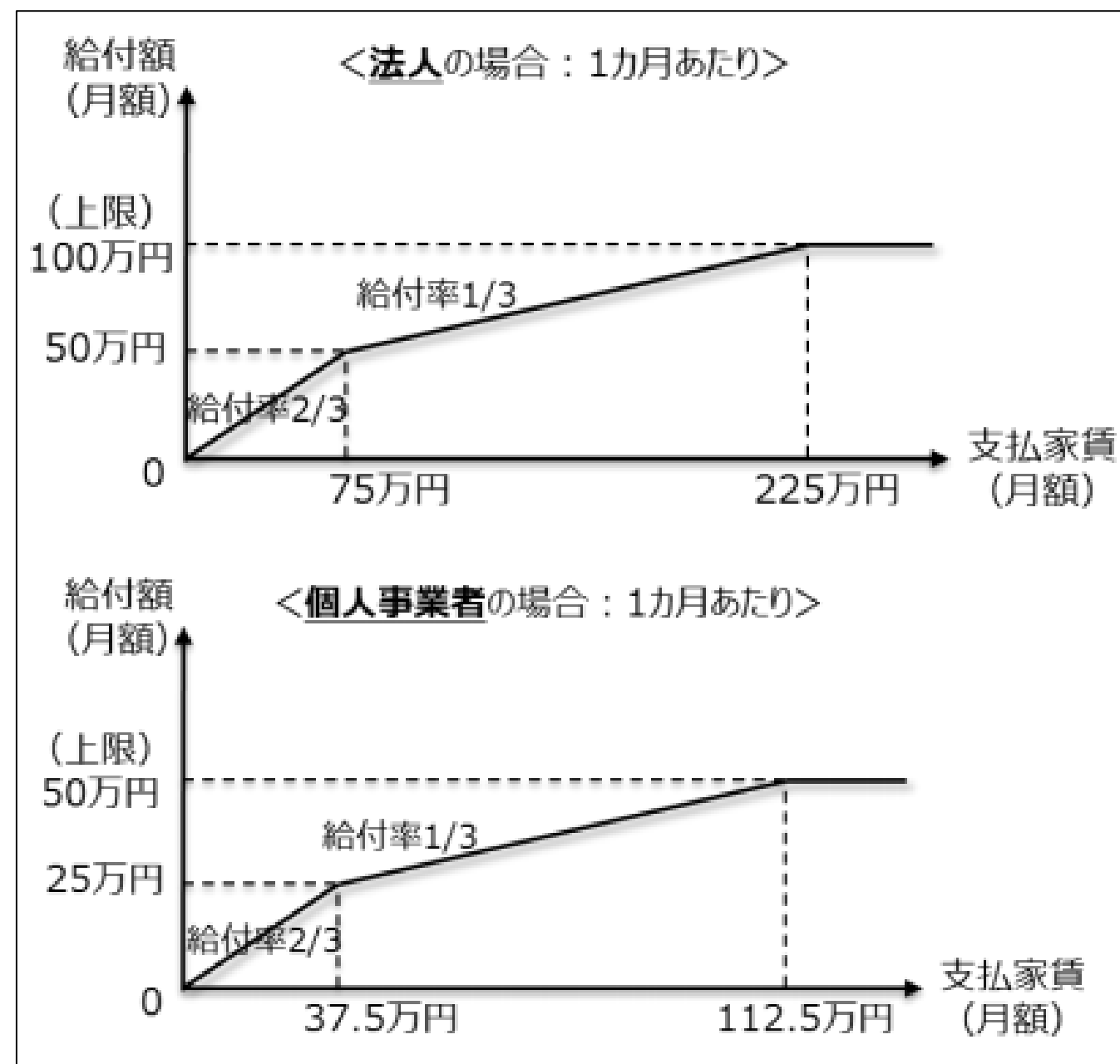
持続化給付金サイト：申請における「よくある不備」について（2020年5月27日）より作成

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/news/20200527.html>

⑬ 家賃支援給付金の概要

※詳細な条件や申請方法等については、
決定次第、経済産業省HP等で公表予定

- 令和2年度2次補正予算の成立を前提に下記内容
- 5月～12月において以下のいずれかに該当する者に、給付金を支給。
 - ①いずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少
 - ②連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減少
- 給付額は、申請時の直近の支払家賃（月額）に基づき算出される給付額（月額）の6倍（6カ月分）



5. 相談窓口等

経営相談窓口

□ 資金繰り支援及び持続化給付金相談窓口（中小企業庁）

- <https://www.meti.go.jp/press/2020/04/20200408002/20200408002.html>

□ 平日の相談窓口（公庫・信用保証協会等）

- <https://www.meti.go.jp/press/2019/01/20200129007/20200129007.html>

□ 土日の相談窓口（公庫・信用保証協会等）

- <https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200228010/20200228010.html>

□ ミラサポ派遣専門家（無料相談）

- <https://www.mirasapo.jp/>（令和2年度事業開始）

各窓口にご相談する前の確認資料（FAQ）

□ 保証協会の保証付き融資について

- <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/faq1.pdf>

□ 政府系金融機関の融資について

- <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/faq2.pdf>

□ 専門家による経営支援について

- <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/faq5.pdf>

自治体の支援策

□ 都道府県・市区町村支援策リンク集

■ <https://j-net21.smrj.go.jp/support/tsdlje00000085bc.html>

中小企業経営者の課題解決をサポートする最新の支援情報や事例をお届けします。

> [J-Net21とは](#)

メニュー ▾



Google カスタム検索



[ホーム](#) ▶ [支援情報](#) ▶ [新型コロナウイルス関連（都道府県別）](#)

新型コロナウイルス関連情報

新型コロナウイルス関連（都道府県別）

新型コロナウイルスに関する地域の補助金・助成金・融資の情報をまとめています。

- ▼ [北海道](#) | ▼ [青森県](#) | ▼ [岩手県](#) | ▼ [宮城県](#) | ▼ [秋田県](#) | ▼ [山形県](#) | ▼ [福島県](#) | ▼ [茨城県](#) | ▼ [栃木県](#) |
- ▼ [群馬県](#) | ▼ [埼玉県](#) | ▼ [千葉県](#) | ▼ [東京都](#) | ▼ [神奈川県](#) | ▼ [新潟県](#) | ▼ [富山県](#) | ▼ [石川県](#) | ▼ [福井県](#) |
- ▼ [山梨県](#) | ▼ [長野県](#) | ▼ [岐阜県](#) | ▼ [静岡県](#) | ▼ [愛知県](#) | ▼ [三重県](#) | ▼ [滋賀県](#) | ▼ [京都府](#) | ▼ [大阪府](#) |
- ▼ [兵庫県](#) | ▼ [奈良県](#) | ▼ [和歌山県](#) | ▼ [鳥取県](#) | ▼ [島根県](#) | ▼ [岡山県](#) | ▼ [広島県](#) | ▼ [山口県](#) | ▼ [徳島県](#) |
- ▼ [香川県](#) | ▼ [愛媛県](#) | ▼ [高知県](#) | ▼ [福岡県](#) | ▼ [佐賀県](#) | ▼ [長崎県](#) | ▼ [熊本県](#) | ▼ [大分県](#) | ▼ [宮崎県](#) |
- ▼ [鹿児島県](#) | ▼ [沖縄県](#)

改訂履歴等

- 2020年4月6日（月）：第1版公開
- 2020年4月10日（金）：改訂第2版
- 2020年5月8日（金）：改訂第3版
- 2020年6月1日（月）：改訂第4版

※本ガイドの作成協力：有限会社サステイナブル・デザイン（認定経営革新等支援機関104713005712）